

第 9 期 第 2 回
福 岡 市 市 民 公 益 活 動 推 進 審 議 会
会 議 次 第

日時：令和5年1月27日（金） 16時30分～18時00分

場所：オンライン会議

1 開 会

2 審議等

【審議】

- ・ 基本方針に基づく施策の実施状況について

3 閉 会

配付資料

【審議資料】

- ・ 市民公益活動の推進に係る施策 基本方針に基づく施策の実施状況 (資料1)
 共働推進事業の実施状況 (資料1-1)
 福岡市所管のNPO法人の状況 (資料1-2)

【要綱等】

- ・ 福岡市市民公益活動推進審議会委員名簿 (資料2)
- ・ 福岡市市民公益活動推進条例 (資料3)
- ・ 市民公益活動の推進に係る施策 基本方針 (資料4)
- ・ 福岡市市民公益活動推進審議会運営要綱 (資料5)
- ・ 福岡市市民公益活動推進審議会傍聴要綱 (資料6)

市民公益活動の推進に係る施策
基本方針に基づく施策の実施状況

目 次

「市民公益活動の推進に係る施策 基本方針」の概要	…	1
＜取り組みの実施状況＞		
基本目標 1 「誰もが居場所と出番のある福岡のまち」	…	2
基本目標 2 「共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち」	…	10
基本目標 3 「市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち」	…	17

「市民公益活動の推進に係る施策 基本方針」の概要

(令和3年4月)

基本目標1 誰もが居場所と出番のある福岡のまち

(1) NPO・ボランティア活動に参加しやすい環境の整備

- ① 公益活動へのきっかけづくり【重点】
- ② 新たな担い手の発掘・活動への呼び込み【重点】
- ③ テーマ性を持った公益活動の支援【新規】【重点】

(2) 寄付による社会貢献の促進

- ① 寄付金増に向けた取り組み【重点】
- ② 寄付文化の醸成

(3) 公益活動の「見える化」

- ① 団体活動及び事例等の見える化(ホームページ・SNS等の活用)
【重点】

基本目標2 共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち

(1) 団体基盤強化・運営支援

- ① 持続可能な団体づくりの支援【重点】
- ② 円滑な法人運営の支援

基本目標3 市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち

(1) 多様な主体の連携・共働の推進

- ① 共働事業の創出支援【新規】【重点】

(2) NPO・ボランティア交流センター あすみんの活用による 交流人口の増加

- ① あすみん活用による居場所づくり
- ② あすみんで繋がる仕組みづくり【重点】

【基本目標 1】誰もが居場所と出番のある福岡のまち

市民が、公益活動への理解を深め、自らが公益活動の担い手であるとの認識の下に、自主的・自発的に公益活動に参加

1 施策目標	(1) NPO・ボランティア活動に参加しやすい環境の整備
実施主体 ○福岡市 ●あすみん	①公益活動へのきっかけづくり【重点】 <ul style="list-style-type: none"> ・入門講座や出前講座、ボランティア体験プログラム等による活動機会の創出 ●ボランティア体験プログラム「はじめのイッポ」 <ul style="list-style-type: none"> ・あすみん館内壁面にプログラム紹介コーナーの設置、閲覧用プログラムファイルの配架 ・プログラム数増に向けた広報や受入団体への働きかけ ●「ボランティア講座」年6回 ②新たな担い手の発掘・活動への呼び込み <ul style="list-style-type: none"> ・育成プログラムの実施やインターン受入れ、若年層をはじめとした様々な世代の得意なものを活かした参画支援等による新たな担い手の発掘【重点】 ○市民公益活動担い手発掘・育成プログラム「dLabディーラボクオカ」 <ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーション (8/20) ・フィールドワーク (8/27・28) ・アクションプラン作り (9/3) ・報告会・意見交換会 (9/25) ・伴走支援 (9/25～3月末) プログラム内容や講師等は別添資料参照 【小中高生】学校と連携したNPO・ボランティア体験活動の充実 【若年層（大学生等）】活動機会の創出 <ul style="list-style-type: none"> ●はじめてのボランティア教室 (5月、6月) ●職場体験・インターン受入れ (8～9月に受入) ●学生ボランティアミーティング (10/1)
2 施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革による余暇を活用し、社会貢献活動を行う等個々のライフスタイルに応じた支援の実施 【就労(退職前)世代、退職世代】企業との連携による社会貢献機会の創出、プロボノの推進 <ul style="list-style-type: none"> ●企業の個別ニーズにあわせた活動支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動：受入団体の紹介、マッチング ・「ハローソーシャル」： 市民公益活動に参加したい人と、人材を募集している団体等とのマッチングを図るため、それぞれの情報を公開して情報面で支援 ③テーマ性を持った公益活動の支援【新規】【重点】 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変動の中、新しい生活様式への対応やSDGs等社会全体で理解・共感されるテーマ性を持った公益活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ●SDGs関連の情報発信 ソーシャルメディアを活用し、全国の社会に良い活動等を定期的に発信 ・発災時に災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から福岡市社会福祉協議会や災害ボランティア団体等との顔の見える関係づくりや、災害ボランティアのすそ野を広げるための啓発の実施 〈被災地支援〉 <ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアツアー受付窓口 〈災害ボランティア等への活動支援〉 <ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアネットワークの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・市社協との共催で災害ボランティア団体等意見交換会を開催 (2/20) ●災害ボランティアワークショップの開催 (12/3) ●被災地支援ボランティア情報等の提供

3 成果・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・「ハジメのイッポ」は、新型コロナウイルスの影響で受入れを中止していた団体が受入を再開するなど稼働しているプログラム数が増えるとともに、参加者数も増加している。 ・「過去5年間にNPO・ボランティア活動などに参加したことがある市民の割合」は14.8%（R3年度）でほぼ横ばいとなっており、市民の公益活動への参画促進に向けさらなる環境整備が必要である。
4 今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層、就労世代を中心に幅広い年齢層の自主的・自発的な市民公益活動に繋がるよう、きっかけづくりや各世代の得意なものを活かした参画支援等による新たな担い手の発掘、企業のCSR活動等を支援し、社会貢献活動への参加促進に向け取り組んでいく。

施策の実施状況（実績）

(R4. 12末月現在)

■ ボランティア体験プログラム「はじめのイッポ」

年度	プログラム数	参加者数 (人)
R2	37	111
R3	45	96
R4	46	115

■ ボランティア講座（定期開催）

年度	実施回数	参加者数 (人)
R2	4	37
R3	3	27
R4	5	62

■ 市民公益活動担い手発掘・育成プログラム

年度	プログラム名	参加者数 (人)
R3	入門編	71
	実践プログラム	27
R4	サマープログラム	10

■ ボランティア講座（はじめてのボランティア教室）

小中高生・若年層（大学生等）を対象に、NPO・ボランティアに関する基礎講座を実施

年度	実施校数				参加者数 (人)
	高校	専門学校	大学・短大		
R2	3	2	1	—	157
R3	1	—	1	—	83
R4	2	—	2	—	265

■ あすみん職場体験・インターンの受入れ

年度	受入者数 (人)			
	中学生	高校生	短大・大学生	
R2	10	—	—	10
R3	5	—	—	5
R4	9	—	—	9

■ 学生ボランティアミーティング

公益活動を行う大学生の交流会を実施

年度	実施回数	参加者数 (人)
R2	1	24
R3	1	10
R4	1	12

■企業の社会貢献活動支援

年度	企業数（延べ）				
	ボランティア活動	寄付	プロボノ	その他	
R2	10	1 (54)	0	3	6
R3	23	7 (95)	0	6	10
R4	6	6 (144)	0	0	0

※（ ）は、活動参加人数

■災害時のボランティア等への活動支援

日付	実施内容	実施場所	参加者数(人)
12月3日	災害ボランティアワークショップ	あすみん	18

参考データ

■過去5年間にNPO・ボランティア活動などに参加したことがある市民の割合

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	中間目標値	目標値
								R2年度	R4年度
① 市政アンケート調査	—	—	—	14.0%	—	—	—	23%	24%
② 成果指標に関する意識調査 ※	14.4%	16.6%	16.6%	14.5%	15.3%	13.7%	14.8%		

※福岡市「第9次福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査」

【基本目標 1】誰もが居場所と出番のある福岡のまち

市民が、公益活動への理解を深め、自らが公益活動の担い手であるとの認識の下に、自主的・自発的に公益活動に参加

1 施策目標	(2) 寄付による社会貢献の促進
実施主体 ○福岡市 ●あすみん	<p>①寄付金増に向けた取り組み【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい寄付のしくみの検討（テーマ型寄付の検討） <ul style="list-style-type: none"> ○ふるさと納税を活用した新たな方策の検討 ・SDGs や社会的インパクト等社会貢献に関心が高い企業等へのアプローチの強化によるCSR・CSVの促進 <ul style="list-style-type: none"> ○包括連携協定に基づく連携 <ul style="list-style-type: none"> ・イオン九州(株)WAON カード利用料金の一部をNPO 活動支援基金に寄付 ○寄付付自動販売機設置（11 台） <ul style="list-style-type: none"> ・売上の一部をNPO活動支援基金に寄付 ●寄付先、支援先に関する相談の受付 ・NPO 法人の活動や事業成果等についての広報強化 <ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染拡大により、困難に直面する人・団体の支援活動を行うNPO法人を応援するための寄附金を募集 ○市NPO 活動推進補助金の事業報告会をあすみんイベント時に合わせ実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市民公益活動・ボランティアフォーラム（GAF）のプログラム内で令和3年度福岡市NPO 活動推進補助金の事業報告会を開催し、あわせて基金及び補助金の広報コーナーをあすみに設置（10/1、10/2）。 ・市ホームページに活動報告書を掲載。 <p>②寄付文化の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄付付き商品・サービスなど個人が気軽に参加できる社会貢献についての情報発信の強化 <ul style="list-style-type: none"> ●あすみんHP・メールマガジン・Facebook・Twitter 等による情報発信 ●あすみん館内に寄付付自動販売機・寄付ボックスを設置 <ul style="list-style-type: none"> ・不要となった物（使用済切手、古本等）を、寄付ボックスで随時回収。 ・寄付の用途先のホームページやSNS等による見える化 <ul style="list-style-type: none"> ○補助金用途の周知・広報 <ul style="list-style-type: none"> ・NPO 活動支援基金の活動報告書を作成 <寄付者宛送付・窓口や市内公共施設で配架・市HPへ掲載>
2 施策の実施状況	
3 成果・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・基金への寄付は、R2年度は新型コロナウイルス対策支援のための寄付メニューの新設やふくおか応援寄付の内容拡充（返礼品拡充・電子決済の拡充）に伴い個人・企業寄付ともに増加したが、R3年度以降減少している。
4 今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・寄付増に向け、基金や補助金制度の周知を強化していく必要があり、企業への積極的なアプローチとともに、補助金採択団体による基金の広報や、ホームページや活動報告書等の活用により、事業成果等について、広く市民に周知を図っていく。

施策の実施状況（実績）

（R4.12月末現在）

■ 寄付金受入額の推移

（円）

年度	R元	R2		R3		R4		
		通常	コロナ対策支援	通常	コロナ対策支援	通常	コロナ対策支援	
寄 附 内 訳	ふるさと納税 基金へ直接振込 (件数)	5 (1件)	503,957 (9件)	14,172,781 (23件)	805,000 (3件)	1,500,000 (2件)	213,433 (4件)	0 (0件)
	ポータルサイト 経由等 (件数)	0 (0件)	263,900 (28件)	2,391,000 (56件)	497,000 (32件)	94,000 (6件)	303,100 (19件)	50,000 (1件)
	寄付付き自動販売機 (企業・団体数)	568,374 (9社)	402,566 (8社)	/	483,606 (8社)	/	105,326 (7社)	/
	寄付付き商品 (企業数)	2,581,572 (2社)	3,308,216 (1社)		3,413,102 (1社)		0 (0社)	
	不要入れ歯・ アクセサリー収益	47,728	60,458		155,737		0	
	募金箱	/	2,230 (2件)	183 (1件)	300,600 (2件)	0 (0件)	6,204 (2件)	0 (0件)
	寄付金合計額	3,197,679	4,541,327	16,563,964	5,655,045	1,594,000	628,063	50,000

■ 寄付者の内訳（個人・団体・企業）

年度	金額（円）	寄付件数（延べ）					募金箱
		計	個人	団体	企業等	企業等	
R元	3,197,679	23	1	5	17	/	
R2	通常 4,541,327	56	35	7	12	募金箱 2	
	コロナ対策支援 16,563,964	80	72	2	5	募金箱 1	
R3	通常 5,655,045	54	35	5	12	募金箱 2	
	コロナ対策支援 1,594,000	8	6	2	0	募金箱 0	
R4 (速報値)	通常 628,063	32	21	4	5	募金箱 2	
	コロナ対策支援 50,000	1	1	0	0	募金箱 0	

【基本目標 1】誰もが居場所と出番のある福岡のまち

市民が、公益活動への理解を深め、自らが公益活動の担い手であるとの認識の下に、自主的・自発的に公益活動に参加

1 施策目標	(3) 公益活動の「見える化」
<p>実施主体</p> <p>○福岡市</p> <p>●あすみん</p> <p>2 施策の実施状況</p>	<p>①団体活動及び事例等の見える化（ホームページ・SNS等の活用）【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページやSNS等を活用し、団体活動や共働事例の紹介、公益活動とSDGsとの関わり等についての情報発信の強化 ●あすみんHP <ul style="list-style-type: none"> ・登録団体によるボランティア募集・イベント情報の投稿 ・登録団体の活動報告を掲載 ●ソーシャルメディア（Facebook・Twitter）の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業等の細やかな情報について、更新回数増、写真等の多用により、より親しみやすく分かりやすく投稿 ・登録団体の活動を動画で紹介 ・企業のCSR活動を紹介 ●情報誌（Asumin Note）発行（年4回） ●メールマガジン配信（月2回） ●登録団体ごとのファイルやチラシ・ポスター、CSRレポート、新聞、公民館だより、書籍等を情報コーナーへ配架 ●NPO広報講座（9/13） <ul style="list-style-type: none"> NPO・ボランティア団体等自らによる効果的な情報発信に繋げるための「伝える力」を身につける講座 <p>・市ホームページによるNPO法人の認証・認定情報及び活動報告等の情報提供（基本目標2（1）②に掲載）</p>
<p>3 成果・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルメディアを活用し、イベント情報やボランティア情報、企業のCSR活動、SDGsに関する取り組み等、団体の活動に留まらず幅広い分野の情報を発信しており、フォロワー数は増加している。 ・登録団体によるあすみんHPへの「ボランティア募集情報」の投稿は減少したが、「イベント情報」の投稿は増えている。また、投稿団体が限られているため、団体への定期的な周知や投稿機能活用促進に向けた取り組みが必要である。
<p>4 今後の取り組みの方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の自主的・自発的な公益活動への参画促進に向け、あすみんHPやメールマガジン等の積極的な活用について登録団体への周知を強化するとともに、講座等の開催等により、引き続き団体等の情報発信力向上に向け支援していく。 ・ホームページやソーシャルメディア等を活用し、団体活動や共働事例の紹介、公益活動とSDGsとの関わり等についての情報発信を強化し、公益活動の「見える化」を進めていく。

施策の実施状況（実績）

（R4. 12月末現在）

■あすみんホームページ閲覧数 （件）

年度	R2	R3	R4	
			(12月末時点)	
閲覧数	166,290	175,769	131,105	131,754

■登録団体による情報更新回数 （回）

年度	R2	R3	R4
イベント情報	73(6)	87(7)	76(8)
ボランティア募集情報	56(5)	57(5)	37(4)

※（ ）内の数字は、1月あたりの平均回数

■SNS（Facebook、Twitter）の更新回数 （回）

年度		R2	R3	R4	
				(12月末時点)	
Facebook	更新回数	432	592	436	346
	フォロワー数	2,187	2,245	2,195	2,342
Twitter	更新回数	272	495	383	504
	フォロワー数	2,319	2,415	2,395	2,545

■メールマガジン配信数（月2回配信） （件）

年度	R2	R3	R4	
			(12月末時点)	
配信数	56,726	58,202	44,328	35,420

（登録数：1,990）

■NPO広報講座 （人）

年度	R2	R3	R4
参加者数	28	11	25

※R5.3 開催予定

※R2年度は、年4回開催予定であったがコロナのため2回中止。

R3年度は、年2回開催予定であったがコロナのため1回中止。

【基本目標 2】共感と絆が広がり NPO が輝く福岡のまち

公共の担い手である NPO が、広く社会で認知、理解、支援されることで、自立的な活動が継続的に展開

1 施策目標	(1) 団体基盤強化・運営支援
実施主体 ○福岡市 ●あすみん	①持続可能な団体づくりの支援 ・専門相談・基盤強化講座の充実や活動のオンライン化の支援等新しい生活様式に対応した企画等の実施【重点】 ○●NPO 法人設立説明会 : 1回/月 (年 12回) ○事業報告書の作り方講座 : 3回 (4/22、5/11、5/17) ○●会計・税務個別相談(オンライン併用) : 1回/月 (年 12回) ○社会保険労務士個別相談(オンライン併用) : 1回/月 (年 12回) ○NPO 法人登記&事務手続きセミナー (オンライン併用) NPO 法人が法務局や市に対して行う様々な事務手続きについて、福岡法務局の登記官と合同で説明 (11/16) ○NPO 法人向けインボイス制度等説明会(オンライン実施) インボイス制度および電子帳簿保存法に関する、福岡国税局による説明会 (8/3) ●NPO 入門講座の実施: 6回/年 ●NPO 基盤強化講座 (全 6回、1月～2月) (オンライン併用) 「労務管理」「資金調達」「コミュニケーション」など組織運営等に必要 なスキルを学び、団体の基盤強化に繋げる ●NPO 広報講座【再掲】 ●先輩 NPO に聞いてみよう (年 4回) 経験豊富で様々なスキルを持つ NPO の先輩とのトークセッション ●団体の会議や講座のオンライン化に備えた備品の調達・貸出 WEB 会議やオンライン講座に必要な備品を揃え、セッティング等支援
2 施策の実施状況	・NPO 活動推進補助金を活用したスタートアップ支援の実施や運営基盤強化に繋がる助成の検討 ○設立 3 年未満の NPO 法人を対象とした申請区分 (スタートアップ) の 広報を強化 ○補助団体へのヒアリングを実施 ○NPO 活動推進補助金の新型コロナウイルス対策支援募集の実施 (1回) ・休眠預金や助成金情報、社会的インパクト評価等に関する情報提供や財政 基盤 (資金獲得) の支援の強化 ●あすみん情報コーナーやメルマガ、HP 等で助成金情報を発信 ●資金調達に関する個別相談 (オンライン併用) ●NPO 基盤強化講座【再掲】 ②円滑な法人運営の支援 ・認定取得を希望する NPO 法人への事前相談等によるきめ細かな支援の実施 ○認定・特例認定個別相談 ○●会計・税務個別相談(オンライン併用)【再掲】 ○NPO 法人認定説明会 「認定 NPO 法人」として認定を受ける際の申請の要件やポイント等に関す る説明会 (8/25・12/21) ○NPO 法人向けインボイス制度等説明会【再掲】 ●団体運営等に関する個別相談: 専門相談・資金調達相談(オンライン併用) ・市ホームページによる NPO 法人の認証・認定情報及び活動報告等の情報 提供 (再掲) ○認証 NPO 法人データベースの活用 ○内閣府データベースの活用

	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO法に基づく運営の適正化支援の実施 ○NPO 法に基づく認証・認定に係る相談、受付、審査、監督等 ○法人運営に関する講座、専門相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業報告書の作り方講座【再掲】 ・ NPO 法人解散セミナー（ワライン併用） 適正な解散・清算を行うための手続きについて学ぶ（9/22・11/29） ・ ○●会計・税務個別相談【再掲】：1回/月（年12回） ・ NPO 法人登記&事務手続きセミナー【再掲】 ・ NPO 法人向けインボイス制度等説明会【再掲】 ○NPO 法に基づく届出や申請にかかる新電子申請システムへの移行、機能向上によるオンライン化の拡充 ○●NPO 法人に関する基礎的相談
3 成果・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種調査やアンケート等によると、法人が抱える課題としては依然として「人材の確保や育成」「収入源の多様化」「財政基盤の強化」等が挙げられており、また、「新しい生活様式」に対応した活動形態も新たな課題であり、基盤強化施策の拡充が必要である。 ・ 補助金のスタートアップ申請区分への申請が伸び悩んでいるため、広報を積極的に行う必要がある。 ・ コロナ下において支援活動を行う NPO 法人への寄付を募集し、今年度7団体へ補助金交付を実施し、令和2年度以降延べ41団体へ補助金交付を実施した。 ・ 「会計・税務個別相談」「社会保険労務士個別相談」については、オンラインでの相談を選択可能とし、相談者の利便性の向上を図っている。 ・ 各種講座について、すべての講座においてオンライン受講を可能とした。 ・ 事業報告書等未提出法人に対しては、督促・過料通知・認証取消等を行うとともに、活動休止中の法人等に対して、今後の事業計画の聞き取りを積極的に行い、解散・清算についての手続き案内のリーフレット配布や NPO 法人解散セミナーを開催するなど、法人運営の適正化支援を実施しており、事業報告書等を3年以上未提出の法人に対する督促書送付数は昨年度の半分の6件であった。 ・ NPO 法人の各種届出・申請等の電子化については、令和5年度から市のシステムから内閣府が構築するシステムへ移行し、ほぼすべての手続きが電子化される予定である。NPO 法人の事務負担軽減のため、積極的に電子化を周知していく必要がある。
4 今後の取り組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の現状や団体ニーズを踏まえ、活動の持続に繋がる「団体育成」の観点から基盤強化施策の拡充についてあすみんと連携等も含め引き続き検討していく。 ・ NPO 活動推進補助金については、スタートアップ申請区分について、申請手続きを簡素化するとともに、あすみんと連携しながら制度の周知を図る。 ・ いわゆる「休眠状態」にある法人への対応として、事業報告書提出時の法人へのヒアリング及び事業報告書等から、法人活動実態の把握に努め、適正な法人運営への支援に取り組む。

施策の実施状況（実績）

■ 基盤強化に向けた研修（R4. 12 月末現在）

年度	事業名	受講人数
R3	NPO 法人認定説明会	9 人
R3	NPO 法人解散セミナー	15 人
R3	NPO 法人登記&事務手続きセミナー	17 人
R3	NPO 法人向けインボイス制度等説明会	16 人
R4	NPO 法人認定説明会	6 人
R4	NPO 法人解散セミナー	9 人
R4	NPO 法人登記&事務手続きセミナー	9 人
R4	NPO 法人向けインボイス制度等説明会	4 人

■ あすみん NPO 基盤強化講座（同あすみん NPO マネジメント講座）（R4. 12 月末現在）

実施日	テーマ	講師（協力企業）	参加者数
R5. 1. 18	オリエンテーション	特定非営利活動法人佐賀県 CSO 推進機構	（集計中）
R5. 1. 24	労務・危機管理	株式会社ミカサ	（集計中）
R5. 2. 3	会計税務	NPO 会計税務支援福岡	（今後実施）
R5. 2. 8	クラウドファンディング	READY FOR 株式会社	（今後実施）
R5. 2. 13	事業評価	株式会社日本政策金融公庫	（今後実施）
R5. 2. 21	コミュニケーション	認定 NPO 法人改革プロジェクト	（今後実施）

■ あすみん相談事業 相談件数（R4. 12 月末現在）（件）

年度	一般相談	専門相談	資金調達相談	会計・税務個別相談
R2	354	26	3	15
R3	407	22	0	16
12 月末時点	298	14	0	12
R4	342	16	1	10

■ NPO 活動支援基金及び NPO 活動推進補助金（R4. 12 月末現在）

年度	寄付		補助金				
	金額 (円)	件数	募集金額 (円)	交付金額 (円)	件数		
R 2	通常	4,541,327	56	通常募集	5,100,000	1,735,567	4
	コロナ対策支援	16,563,964	80	特別募集第 1 回	—	6,619,518	15
				特別募集第 2 回	7,000,000	3,206,606	7
				特別募集第 3 回	—	223,922	1
R 3	通常	5,655,045	54	通常募集(ステップアップ)	5,000,000	3,363,049	5
	コロナ対策支援	1,594,000	8	新型コロナウイルス対策支援第 1 回	—	697,588	2
				新型コロナウイルス対策支援第 2 回	—	3,806,621	9
R 4 (速報値)	通常	628,063	32	通常募集	5,700,000	5,462,017	4
	コロナ対策支援	50,000	1	新型コロナウイルス対策支援	4,000,000	3,253,000	7

※令和 4 年度の補助金交付金額・件数は予定

■ 認証・認定の状況

■ 認証法人数の推移

(R4.12月末現在)

年度	新規件数		解散等法人数		年度末 (現在) 法人数		
R2	22		37	総会決議による自主解散	618		
				取消による減			
		新規設立		20		所轄庁変更に伴う減	2
		所轄庁変更に伴う増		2		破産手続き開始に伴う減	0
R3	20		36	総会決議による自主解散	602		
				取消による減			
		新規設立		19		所轄庁変更に伴う減	5
		所轄庁変更に伴う増		1		破産手続き開始に伴う減	0
R4	16		31	総会決議による自主解散	587		
				取消による減			
		新規設立		11		所轄庁変更に伴う減	6
		所轄庁変更に伴う増		5		破産手続き開始に伴う減	0

■ 認定等法人数の推移

(R4.12月末現在)

年度	新規件数		解散等法人数		年度末 (現在) 法人数
R2	0	認定	0	0	16
		特例認定	0		
		特例認定→認定(切替)	(0)		
		更新	(1)		
R3	1	認定	1	0	17
		特例認定	0		
		特例認定→認定(切替)	(0)		
		更新	(3)		
R4	0	認定	0	1	16
		特例認定	0		
		特例認定→認定(切替)	(0)		
		更新	(0)		
				有効期間満了	1

■ 事業報告書等未提出法人に対する督促書の送付件数(R4.12月末現在)

(件)

年度	R2	R3	R4
様式1(1年未提出)	128	91	91
様式2(継続して2年未提出)	27	35	20
様式3(継続して3年未提出)	11	13	6
合計	166	139	117

■過料事件通知件数(R4.12月末現在) (件)

年度	R2	R3	R4
過料事件通知件数	15	7	0

※事業報告書等未提出法人の代表者の住所地を管轄する地方裁判所に対し通知
【特定非営利活動促進法第80条第5号】

■認証取消法人数(R4.12月末現在) (法人)

年度	設立未登記 法人	事業報告書 未提出法人	計
R2	0	8	8
R3	0	3	3
R4	0	10	10

■相談件数（1月当たり平均件数）（R4.12月末現在） (件)

年度	認証法人 各種手続	認定・ 特例認定	電話相談件数
	窓口相談件数	窓口相談件数	
R2	733 (61)	23 (1.9)	2,569 (214)
R3	697 (58)	15 (1.3)	2,518 (210)
R4	455 (51)	10 (1.1)	1,516 (168)

■受付状況（1月当たり平均件数）（R4.12月末現在） (件)

年度	設立認証		認定・特例認定					
	申請 件数	認証 件数	申請件数			認定件数		
			認定		特例 認定	認定		特例 認定
			新規	更新		新規	更新	
R2	22 (1.8)	20 (1.7)	1	1	0	0	1	0
R3	17 (1.4)	19 (1.6)	1	2	0	1	3	0
R4	10 (1.1)	11 (1.2)	0	0	0	0	0	0

※有効期間：「認定」5年、「特例認定」3年（更新なし）

※「認定」更新の申請時期：有効期限の6か月前から3か月前まで

■NPOへのサポート（説明会・専門相談等）実施状況

R4.12月末現在

年度	R2	R3	R4	備考（コロナ対策による中止）
NPO法人設立説明会	45人（10回）	33人（10回）	30人（9回）	R2年度：4・5月中止* R3年度：6月・8月中止*
事業報告書の作り方講座	11人（1回）	-人（-回）	13人（3回）	R2年度：3回実施予定だったが2回中止* R3年度：3回とも中止*
会計・税務個別相談	15人（11回）	16人（12回）	10人（9回）	R2年度：5月中止*
NPO法人解散セミナー	11人（1回）	15人（2回）	9人（2回）	
NPO法人認定説明会		9人（2回）	6人（2回）	

参考データ

■指定都市等の特定非営利活動法人の認証・認定等法人数の推移（R4.11月末時点）

資料：内閣府ホームページ

	年度	認証法人数		
		R2	R3	R4
全国		50,888	50,783	50,502
指定都市		11,054	10,965	10,901
札幌市		928	918	925
仙台市		409	401	389
さいたま市		382	382	385
千葉市		372	374	374
川崎市		1521	1501	1505
横浜市		361	365	359
相模原市		230	233	234
新潟市		260	263	261
静岡市		332	331	330
浜松市		229	227	228
名古屋市		867	878	871
京都市		827	821	822
大阪市		1,428	1,418	1,402
堺市		267	265	264
神戸市		786	763	745
岡山市		285	283	287
広島市		357	353	347
北九州市		289	287	289
福岡市		618	602	588
熊本市		306	300	296

認定・特例認定法人数		
R2	R3	R4
1,208	1,235	1,257
350	366	371
18	18	18
18	19	19
9	9	9
10	10	10
61	67	69
12	14	14
12	12	12
9	10	10
14	14	14
8	9	9
27	30	30
38	38	39
46	47	49
3	3	3
25	24	25
12	11	11
3	3	3
4	5	5
16	17	16
5	6	6

※参考

福岡県	810	806	801
-----	-----	-----	-----

13	10	10
----	----	----

【基本目標 3】 市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち

市民、NPO、行政などが、適切な役割分担と対等なパートナーシップのもとに共働

1 施策目標	(1) 多様な主体の連携・共働の促進
<p>実施主体</p> <p>○福岡市</p> <p>●あすみん</p>	<p>①共働事業の創出支援【新規】【重点】</p> <p>・多様な主体の共働により解決が期待される課題や公益活動のプレーヤー等を掘り起こすとともに、育成プログラム、マッチング、伴走支援等を一体的に行い、NPOと企業、大学、地域等多様な主体による共働事業の創出を支援</p> <p><共働事業提案制度></p> <p>○共働促進アドバイザー等による相談体制</p> <p><共働推進事業></p> <p>○市民公益活動担い手発掘・育成プログラム</p> <p>「dLab ディーラボフクオカ」【再掲】</p> <p>○共働テーブル：NPOと市との共働をサポートするための相談窓口</p> <p>○共働の見える化：共働実践者へのヒアリング、円卓会議の開催</p> <p><共働への理解を深めるための職員研修（現場体験等）></p> <p>○NPO現場体験研修</p> <p>○NPOとの共働に関するeラーニング</p> <p>○共働に関する職員アンケート</p> <p><あすみん交流会></p> <p>●登録団体や行政、企業等を対象に、ネットワークづくりや新規登録団体のスタートアップ支援、「あすみん」との関係構築を目的とし、NPOと共働したい行政や企業とのマッチングを促進。</p> <p><ボランティア体験コーディネート></p> <p>●ボランティアに興味のある企業のボランティア体験をコーディネート</p> <p>・公民館における地域やNPO、企業等との連携の推進</p> <p>公民館つなぐガイドブック・リーフレットの活用や、各公民館が持つ講師情報の共有</p> <p>・ホームページやSNS等を活用し、団体活動や共働事例の紹介、公益活動とSDGsとの関わり等についての情報発信の強化【再掲】</p> <p>●ホームページやSNSにて団体活動や企業のCSR活動を発信【再掲】（基本目標1（3）①に掲載）</p>
2 施策の実施状況	
3 成果・課題	<p>・共働の見える化事業において、共働実践者（NPO・市担当者）へヒアリングを行い、公益活動等の見える化に取り組んだ。</p> <p>・共働に関する職員アンケートにおいて、前回調査時と比して各項目とも変化がないためNPOや共働に対する理解が広く浸透するよう、引き続き職員の意識向上に向けた取組みを進めていく必要がある。</p> <p>・共働テーブルへの相談実績が少ないため、庁内及びNPOに対する広報を積極的に行う必要がある。</p> <p>・NPO同士やNPOと企業等のマッチングが少ない傾向にあるため、多様な主体による共働を促進していく必要がある。</p>
4 今後の取り組みの方向性	<p>・複雑・多様化する社会課題や市民ニーズへの対応に向け、NPO、企業、大学、地域等多様な主体の共働を推進するため、公益活動分野の人材育成、活動団体や課題等の掘り起こし・見える化、団体間のマッチングに取り組む。</p> <p>・NPOと市との共働については、「共働テーブル」において、随時相談や提案を受け付け、市担当課とのコーディネートを行っていく。</p>

施策の実施状況（実績）

(R4.12月末現在)

■共働事業提案制度事業評価の状況

年度	中間評価	最終評価	
	事業数 (件)	事業数 (件)	事業報告会参加者(人)
R2	4	3	5
R3	2	2	10
R4	—	3	21 (内オンライン6)

※中間評価：翌年度も継続を希望する事業の評価

■共働テーブルにおける相談等の状況 (件)

年度	NPO等		市担当課
	相談	コーディネート	相談・情報提供
R3	4	3	4
R4	2	2	2

■あすみんへの共働の相談状況

年度	相談	紹介	マッチング (件)
R3	53	34	5
R4	32	29	1

■職員研修受講者数 (人)

対象者	研修名	R2	R3	R4
新規採用	コミュニティ・NPO等との共働 (R4～ 共創の地域づくり)	中止	276 (資料配布)	18※ ※社会人経験者採用のみ (資料配布)
一般職員	NPO現場体験研修	中止	7	8
	eラーニング	10,260	12,214	11,775
公民館職員	新任公民館職員研修	37	27	35

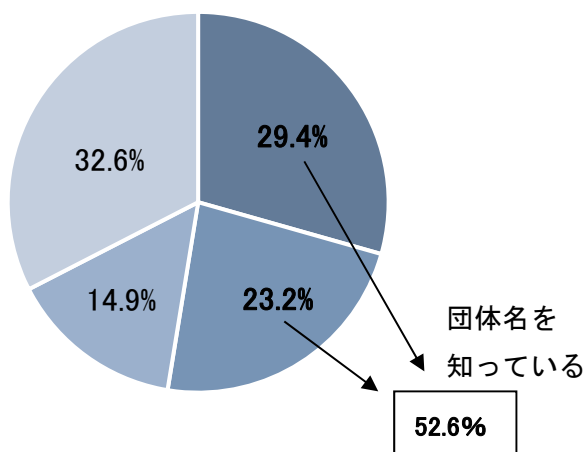
市職員アンケート

- 調査目的 「NPO」「共働」に関する職員の意識を把握するため。
- 調査対象 福岡市職員（教職員、会計年度任用職員を除く）
- 調査期間 令和4年12月9日～28日
- 調査方法 R4 全庁OAアンケート、R2・H30・H28 インターネット（任意回答）
- 回答件数 R4：6,058件、R2：2,601件、H30：408件、H28：650件

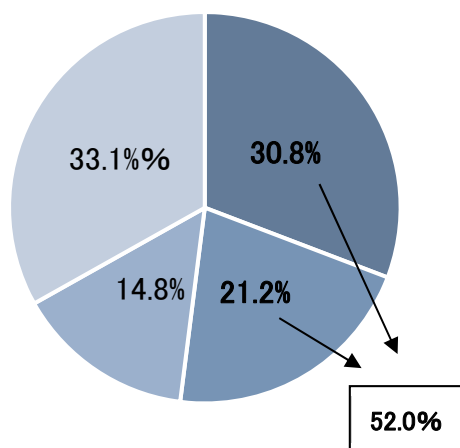
NPOのことをどの程度知っていますか。

- 団体名も活動内容も知っているNPOがある
- 団体名を知っているNPOはあるが、活動内容は知らない
- 活動内容を知っているNPOはあるが、団体名は知らない
- 団体名も活動内容も知っているNPOはない

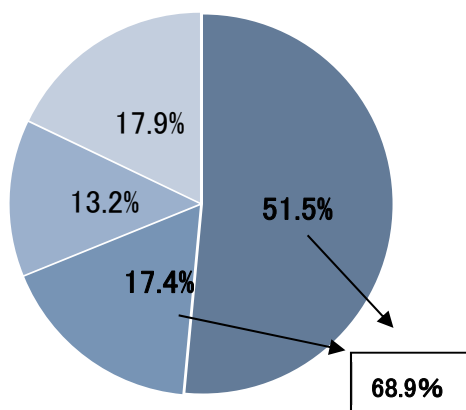
【R4 年度】



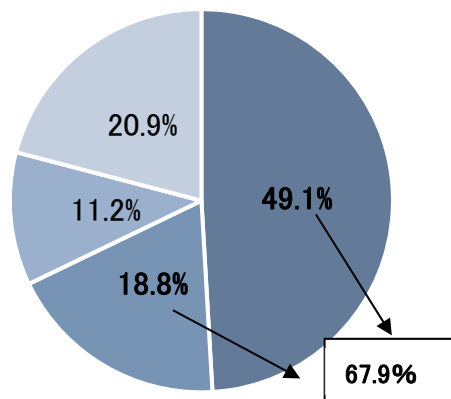
【R2 年度】



【H30 年度】

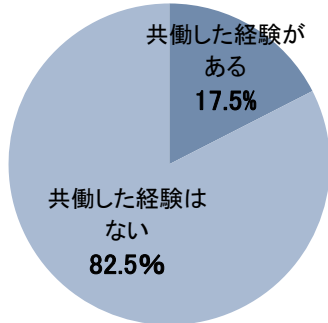


【H28 年度】

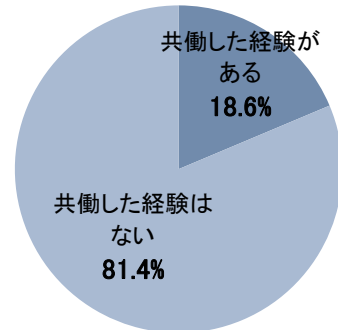


これまで担当してきた業務で NPO と共働した経験はありますか。

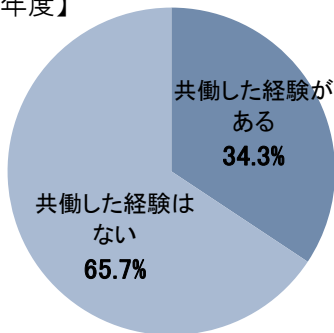
【R4 年度】



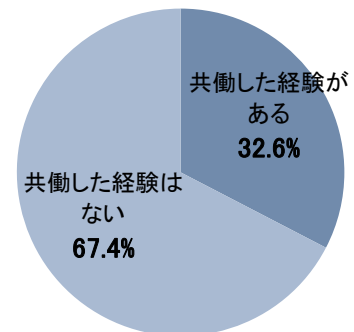
【R2 年度】



【H30 年度】



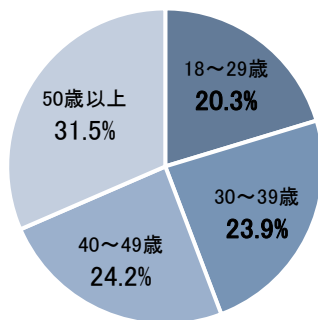
【H28 年度】



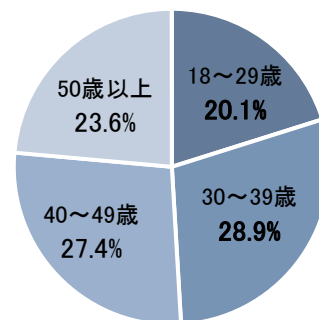
【参考】回答者の属性

※回答件数 R4 : 6,058 件、R2 : 2,601 件、H30 : 408 件、H28 : 650 件
年齢

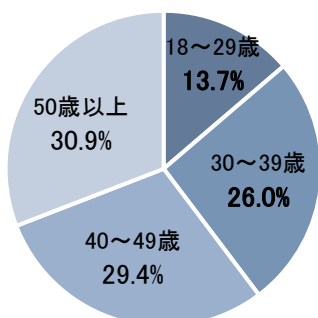
【R4 年度】



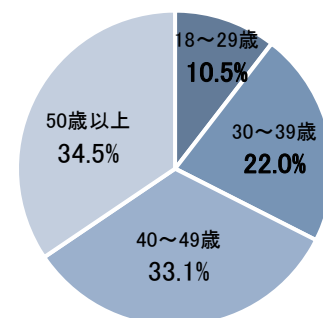
【R2 年度】



【H30 年度】

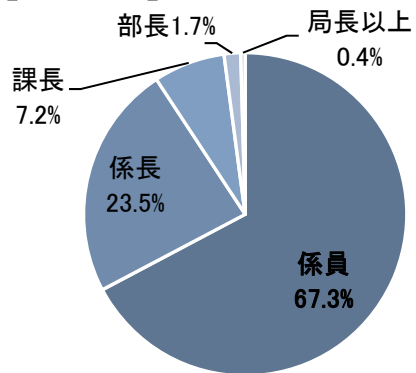


【H28 年度】

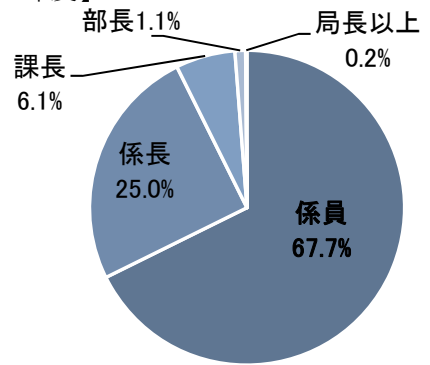


役職

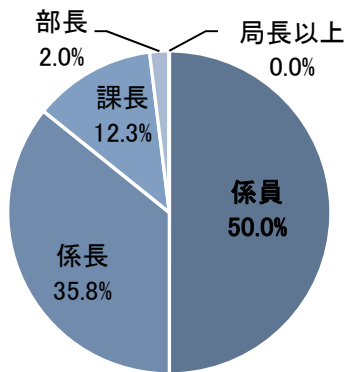
【R4 年度】



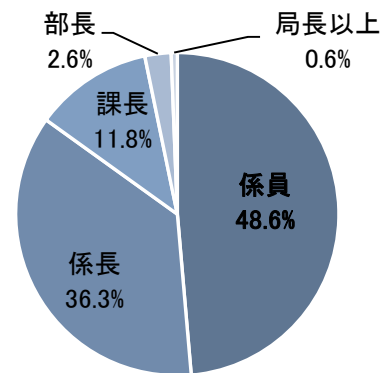
【R2 年度】



【H30 年度】



【H28 年度】



【基本目標 3】市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち

市民、NPO、行政などが、適切な役割分担と対等なパートナーシップのもとに共働

1 施策目標	<p>(2) NPO・ボランティア交流センターあすみんの活用による交流人口の増加</p>
<p>実施主体</p> <p>○福岡市</p> <p>●あすみん</p>	<p>①あすみん活用による居場所づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談・研修の実施や参加しやすい場を提供するとともに、立ち寄りたくなる仕組みを構築 ●施設の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・開館時間の前倒し（午前10時→午前9時）の試行（試行期間：R3.11月～R5.3月 ※R5.4月以降は通常の開館時間） ・Wi-fi環境の刷新による接続状況の改善 ●団体利用登録 <ul style="list-style-type: none"> 新規利用登録や登録更新時の面談にて、ヒアリングを実施 活動内容の把握や運営上の悩みをサポートするなど、きめ細かな支援を実施 ●相談対応【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> 一般相談のほか、専門相談(オンライン導入)、会計・税務個別相談(オンライン導入○●)、資金調達相談(オンライン導入)を実施 ●情報コーナー <ul style="list-style-type: none"> ・登録団体ごとの活動情報をファイリングし配架 ・公民館だより、書籍、企業のCSR報告書等を配架 ・災害ボランティア情報など、時機を捉えた情報提供 ・助成金に関する情報提供
2 施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●ミーティングスペースの有効活用 ●デジタルサイネージによる館内案内 ●ハローソーシャル【再掲】 ●あすみんステージ <ul style="list-style-type: none"> 登録団体を対象に、日ごろの活動や力を入れている取り組み（ワークショップや工作を含む）などをPR・発表する場を設ける ●団体のオンラインでの会議・講座等の実施支援【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> WEB会議やオンライン講座に必要な備品を揃え、セッティング等を支援 <p>②あすみんで繋がる仕組みづくり【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープスタイルミーティングや新たなメディアによる情報提供等を行いながら、事業や団体間のコーディネートを強化 ●新規登録団体交流会（6・11月：計24名） ●あすみん交流会【再掲】（7月：30名 ※2月にも開催予定） ●市民活動・ボランティアフォーラム（GAF）（10/1・2） <p>・共創の地域づくりへのコーディネートを行う「共創コネクター」による地域とNPOの繋がりづくり</p> <p>○令和4年度から共創コネクターを「共創による地域づくりアドバイザー」として登録し、引き続き、地域とNPOの繋がりづくりを支援</p>
3 成果・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・情報コーナーの充実や壁面展示、デジタルサイネージの活用、イベント等実施時にはミーティングコーナーの活用を工夫し、あすみんの来館者増に努めた。 ・相談や講座の実施においては、オンラインを併用したハイブリッド開催を継続するとともに、館内のWi-fi環境を刷新し接続状況の改善を図った。 ・利用者数及び一日あたりの利用者数は増加しており、特に一日あたりの利用者数は、令和3年度と比較して約2割増加している。（R4.12月現在）

	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間前倒し（午前10時→午前9時）の試行については、利用者のニーズが少なかったことなどにより、令和5年4月以降は通常の開館時間に戻すこととしている。 ・引き続き利用実態の把握・分析を行い、利用者のニーズを踏まえた施策の実施、利用ルールの見直し等について検討していく必要がある。
<p>4 今後の取り組みの方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の予約・利用方法や各種相談事業については、利用実態やニーズの分析、利用者の声なども踏まえ、ルールや事業内容の見直しを検討していく。 ・多様な主体が集い交流できる拠点として、相談・研修の実施や参加しやすい場を提供するとともに、団体間のコーディネート強化していく。 ・講座のハイブリッド開催やWEB会議等、団体のコロナ下に対応した活動を促進していく為に、研修等を通して支援していく。

施策の実施状況（実績）

(R4. 12月末現在)

<あすみん利用状況>

■利用者数

(人)

年度	R元	R2	R3		R4
				(12月末時点)	
利用者数	48,114	22,347	21,770	14,922	27,231
〔開館日 1日あたり〕	138	74	85	86	104

※R2・R3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休館日あり

■施設別利用状況

(利用者数：人)

年度		R元	R2	R3		R4
					(12月末時点)	
セミナールーム 1/3	団体数	1,162	752	597	409	627
	利用者数	9,782	4,859	3,853	2,722	4,495
セミナールーム 2/3	団体数	131	176	141	102	177
	利用者数	3,147	2,581	2,356	1,736	2,886
セミナールーム 全室	団体数	120	80	90	59	117
	利用者数	4,960	1,950	2,329	1,428	3,336
セミナールーム 合計	団体数	1,413	1,008	829	571	940
	利用者数	17,889	9,390	8,538	5,886	10,717
会議室	団体数	618	394	385	269	449
	利用者数	3,548	1,573	1,624	1,133	2,016
ミーティングコーナー	利用者数	11,738	5,974	6,005	4,102	8,632
ワーキングコーナー	利用者数	1,267	386	363	276	494
情報コーナー	利用者数	7,832	3,457	2,920	1,968	2,914

■セミナールーム・会議室の稼働率

(1) セミナールーム

(%)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
R元	79.0	81.4	87.3	81.5	78.4	90.4	76.1	77.3	68.3	78.9	73.5	51.5	77.0
R2	29.6	23.4	57.8	63.4	60.7	76.3	79.0	81.6	78.7	49.1	52.8	69.8	60.2
R3	66.6	46.4	69.2	75.3	51.5	0.0	75.2	78.1	69.6	61.4	54.8	72.5	60.1
R4	74.3	71.1	80.7	72.2	69.4	76.4	77.7	78.4	67.9	-	-	-	74.2

(2) 会議室

(%)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
R元	85.1	79.0	79.2	80.0	74.1	77.5	79.7	67.9	79.2	72.3	75.6	47.6	74.8
R2	33.3	13.5	53.0	55.9	52.3	61.8	76.7	70.0	67.5	43.4	44.0	70.5	53.5
R3	68.2	42.8	80.7	75.0	50.0	0.0	70.5	64.1	63.6	52.6	55.2	60.0	56.9
R4	68.2	69.5	71.0	71.4	71.7	71.7	65.4	73.1	70.1	-	-	-	70.2

■あすみん相談件数（来館、電話、メール） (件)

年度	来館	電話	メール	合計
R元	259	132	6	397
R2	156	191	7	354
R3	135	267	5	407
(12月末時点)	102	192	4	298
R4	131	204	7	342

■あすみん個別相談 【再掲】 (件)

年度	専門相談		資金調達相談		会計・税務個別相談	
	相談件数	相談者数	相談件数	相談者数	相談件数	相談者数
R元	23	38	4	5	21	28
R2	26	29	3	3	15	16
R3	22	35	0	0	16	17
(12月末時点)	14	20	0	0	12	13
R4	16	22	1	1	10	12

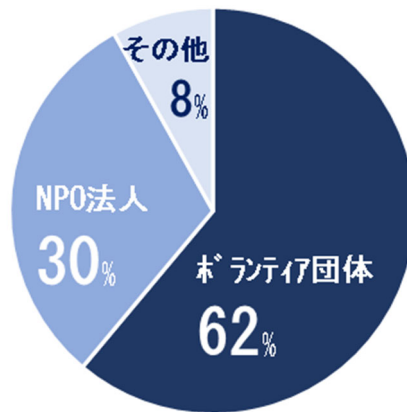
※会計・税務個別相談はR元年度より市と共働で実施

■利用登録団体数

年度	団体数
R元	507
R2	464
R3	448
R4	496

(※R4は1/1現在)

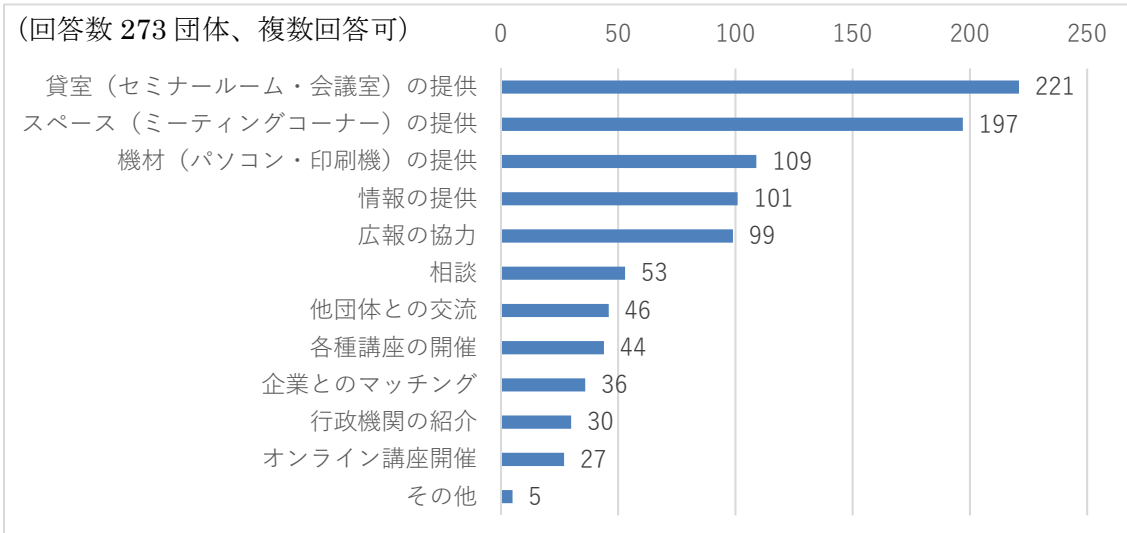
■登録団体属性



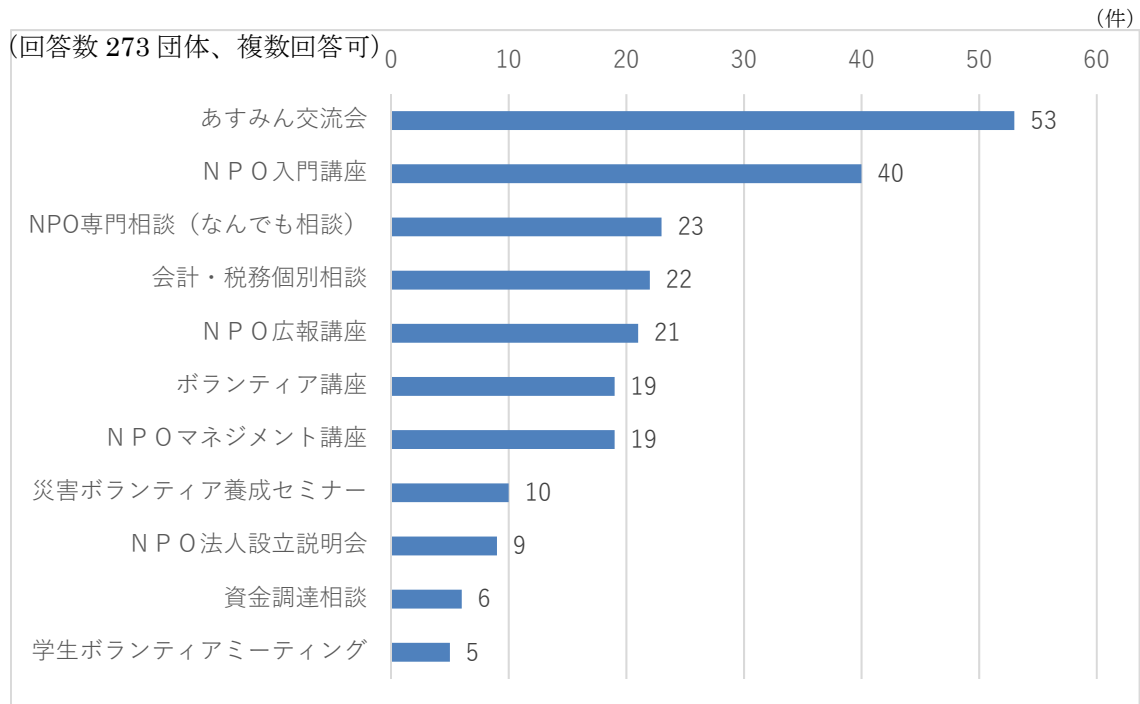
■あすみに求める役割

(R4 登録団体アンケートより)

(件)



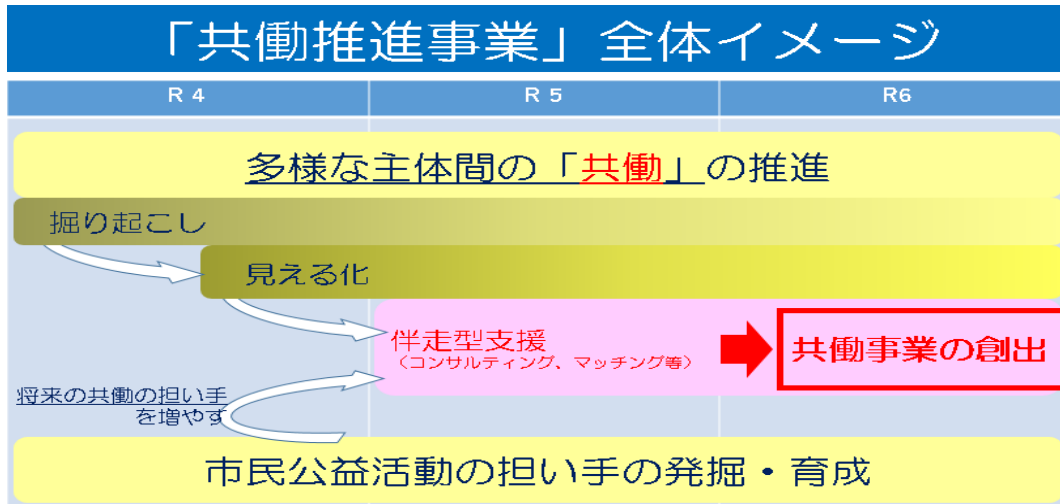
■あすみんが実施している事業のうち利用したことがあるもの
 (R4 登録団体アンケートより)



共働推進事業の実施状況について

事業概要

多様な主体の共働により解決が期待される課題や公益活動のプレーヤー等を掘り起こすとともに、育成プログラム、マッチング、伴走支援、見える化等を一体的に行い、NPOと企業、大学、地域等多様な主体による共働事業の創出を支援する。



実施概要

第1 共働テーブル

NPO等または市担当課からの相談や提案を受け付け、関係者が対話を行いながら、地域課題の解決に向けて、最適な形で共働できるよう、共働促進アドバイザーと協力しながらサポートする。

1 事例

(1) NPO法人いるかと西区地域支援課

福岡市全域に子ども食堂を設置する活動に取り組むNPO法人いるかと西区地域支援課が協議する場をコーディネートして、公民館連絡会及び自治協議会会長会で事業説明をする機会を得た。その後、西区の11校区の公民館で実際に子ども食堂を実施し、300名の方々が利用された。



(子ども食堂の活動)

(2) NPO法人YNFと市民局防災・危機管理部

災害支援活動に取り組むNPO法人YNFと市民局防災・危機管理部が協議する場をコーディネートして、関係部署への周知や、後援名義の承認、キャラバン内で行う勉強会の内容についての協議を行い、令和4年6月30日に「災害ケースマネジメントキャラバン」を実施した。告知を行ったところ、定員50名に達し、市の関係部署からも担当者が参加するなど盛況のうちに終わった。



(災害ケースマネジメントキャラバン)

第2 共働の見える化

1 事業概要

共働の経験があるNPOや市の担当者に、過去の事例や今後の共働のあり方等をヒアリングし、公益活動等の見える化に取り組んだ。

- (1) アドバイザー会議の開催（6月から計10回）
- (2) 共働実践者へのヒアリング実施（8月～9月）
- (3) 共働の見える化円卓会議開催（12/15）

2 参加者の状況

- (1) 共働実践者へのヒアリング

- ① 福岡市担当者：8月（計2日間）実施し、5課10名が参加。
- ② NPO担当者：9月（計5日間）実施し、5団体5名が参加。

- (2) 共働の見える化円卓会議

- ① 福岡市担当者：9課9名が参加。
- ② NPO担当者：7団体7名が参加。

3 今後の方向性

NPOと行政が共働で出来る事業モデルを、あすみんホームページ等に掲載し、随時更新をしていく。

第3 市民公益活動担い手発掘・育成プログラム

1 プログラム全体の概要

別添チラシを参照

2 参加者の状況

- (1) サマープログラム：8月から9月に実施し、10名（学生6名、社会人4名）が参加。
- (2) 伴走支援：10月から令和5年3月にかけて実施。3グループの活動を支援。

3 サマープログラムの内容

参加者が、社会課題に取り組んでいるNPO等へのフィールドワークを通じ、自分たちができる取組みを考え、アクションプランを発表。

	アクションプラン名	活動のビジョン	参加者数（延べ）
①	福岡Worker	面白い人を特集する冊子の制作。	2名(学生、社会人)
②	<u>雑餉隈BASE</u>	子育て世代の親と子どもの孤立化を防ぐ等。	1名(社会人)
③	廃棄物野菜救出研究会	廃棄されてしまう野菜を助ける。	3名(学生)
④	<u>Kirari</u>	子どもと大人がフラットに育てあい、ホッと安心できる仲間作り。	2名(社会人)
⑤	<u>福岡空き家 チャレンジャーズ</u>	空き家を活用した地域の高齢者と子どもの交流の場作り。	3名(学生、社会人)

※下線は活動を継続しているアクションプラン

4 伴走支援の状況

毎月1回定例で出入り自由なおしゃべり会を開催し、プログラムの参加者の取組みを共有するとともに活動していく上での相談サポートを行っている。

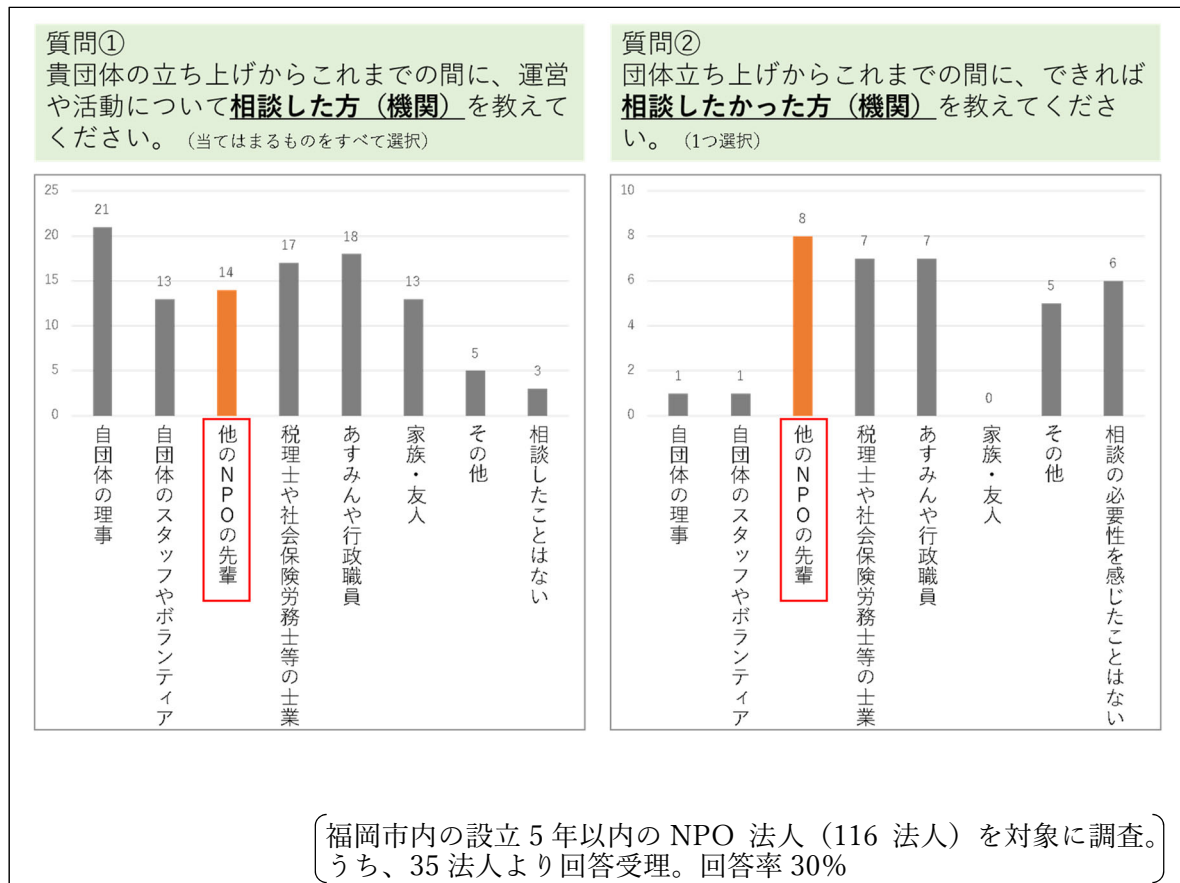
第4 NPO支援におけるアウトリーチ・ハンズオン支援の仕組みに関する試行・検証

1 概要

市内の設立5年以内のNPO法人を対象に、NPO支援におけるアウトリーチやハンズオン支援の仕組みを試行・検証するためのモデル事業を実施。

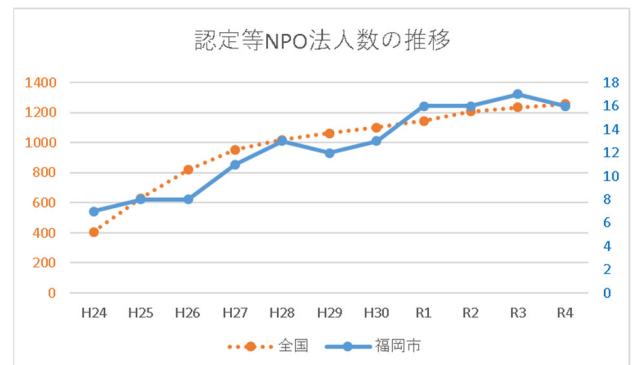
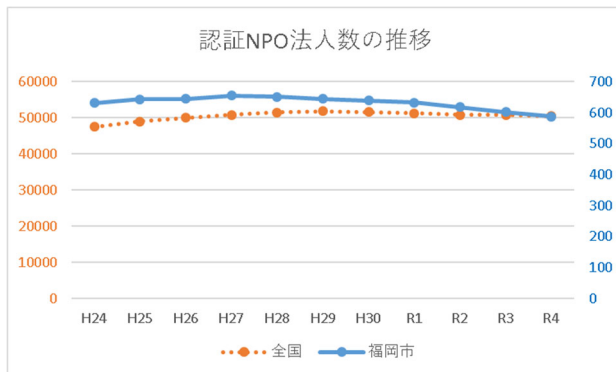
2 実施状況

市内の設立5年以内のNPO法人への調査結果では、運営や活動について他のNPOの先輩に相談したかったという回答が最も多かったため、令和5年1～3月に、「先輩NPOとの相談会」を開催し、現場のNPO同士で相談し合える仕組みを試行する。



福岡市所管のNPO法人の状況

1 法人数の推移



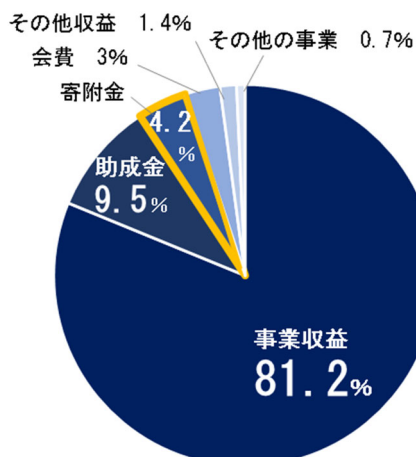
2 事業規模の分布 ※

総収益	団体数	割合
0円	66	13.5%
1円～100万円未満	138	28.2%
100万円～500万円未満	96	19.6%
500万円～1,000万円未満	42	8.6%
1,000万円～5,000万円未満	89	18.2%
5,000万円～1億円未満	32	6.5%
1億円以上	26	5.3%
合計	489	100.0%

※R4.12月末時点で事業報告書を提出済の法人のR3年度決算より算出

3 総収益の内訳 (NPO法人全体の合計) ※

総収益	団体数	割合
事業収益	74億4,241万円	81.2%
助成金	8億7,275万円	9.5%
寄附金	3億8,464万円	4.2%
会費	2億7,040万円	3.0%
その他収益	1億2,820万円	1.4%
その他の事業	6,642万円	0.7%
合計	91億6,482万円	100.0%



【参考】寄附金の受け取り状況

総収益	団体数	割合
0円	292	59.71%
1円～100万円未満	135	27.61%
100万円～500万円未満	42	8.59%
500万円～1,000万円未満	14	2.86%
1,000万円～5,000万円未満	5	1.02%
5,000万円～1億円未満	1	0.20%
合計	489	100.00%

「福岡市市民公益活動推進審議会」委員名簿

(任期：令和4年8月1日～令和6年7月31日)

(五十音順、敬称略)

氏名	所属等	分野
今井 是生	福岡市自治協議会等7区会長会 代表 (南区会長)	地域関係者
下川 祥二	福岡市市民局 (市民局長)	市職員
曾我部 春香	九州大学大学院 芸術工学研究院 准教授	学識経験者
辻 桂子	R e e d L a b o 代表	NPO・ボランティア関係者
寺島 みちこ	株式会社 オフィスat 代表取締役	企業関係者
駒田 浩良	福岡市7区区長会 代表 (西区長)	市職員
萩沢 友一	西南学院大学 人間科学部 准教授	学識経験者
藤本 正明	特定非営利活動法人 SOS子どもの村 JAPAN 事務局次長	NPO・ボランティア関係者
守田 有理子	株式会社 ふくや 支援部 網の目コミュニケーション室	企業関係者

○福岡市市民公益活動推進条例

平成17年 3月31日

条例第62号

(目的)

第1条 この条例は、市民公益活動の推進に関し、基本理念を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、市民一人ひとりの自治に係る意識及び意欲を高めるとともに、より多くの市民の参加又は参画を得て、市民公益活動の活性化を図り、もって共働によるまちづくりを推進し、自治都市・福岡を築くことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民公益活動 市民が自らの責任に基づき、自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動（次に掲げるものを除く。）であって、公益の増進に寄与するものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するもの

イ 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対するもの

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）

若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対するもの

(2) 市民公益活動団体 自治組織、NPO、ボランティア団体その他の団体であって、主として市民公益活動を継続的に行うものをいう。

(3) 自治組織 町内会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

(4) 事業者 営利を目的とする事業を行う法人その他の団体及び当該事業を行う個人をいう。

- (5) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校，専修学校及び各種学校をいう。
- (6) 共働 相互の役割と責任を認め合いながら，対等の立場で知恵と力をあわせて共に行動することをいう。
- (7) 自治都市・福岡 すべての市民が，自らが暮らす地域の身近な問題について，自らができることを考え，主体的に取り組むことによって目指す豊かで住みよい福岡市の姿をいう。

（基本理念）

第3条 市民公益活動の活性化は，市民，市民公益活動団体，事業者，学校及び市が，次に掲げる事項を旨として行うものでなければならない。

- (1) 必要な情報を相互に提供し，共有すること。
- (2) それぞれの立場や役割を相互に理解すること。
- (3) 市民公益活動を行う者の自主性及び主体性を相互に尊重すること。
- (4) それぞれの活動に相互に参加し，若しくは参画し，又は多様な連携を図ることにより，それぞれが有する目的及び課題を共有し，その達成及び解決を目指すこと。

（市民の役割）

第4条 市民は，自らが暮らす地域社会に関心を持ち，当該地域社会に対して自らができることを考え，行動するとともに，市民公益活動に関する理解を深め，これに主体的に参加し，又は協力するよう努めるものとする。

（市民公益活動団体の役割）

第5条 市民公益活動団体は，社会的な責任を自覚し，主体的にその活動を行うよう努めるものとする。

- 2 市民公益活動団体は，自らが行う活動について，市民の理解と協力が広く得られるようにするとともに，その公正性及び透明性の確保に努めるものとする。
- 3 市民公益活動団体は，団体相互の多様な連携を図ることなどにより，共働

を積極的に図るよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、次の各号に掲げる団体である市民公益活動団体は、その特性に応じそれぞれ当該各号に定める役割を果たすよう努めるものとする。

(1) 自治組織 住民自らの発意による多様な活動及びより多くの住民の参加による活動を継続的に促進し、自律的経営を目指すこと。

(2) NPO及びボランティア団体 社会的な課題の解決を目的とする活動において、それぞれが有する専門性、迅速性及び柔軟性を活かすこと。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域社会の一員としての認識を持ち、市民公益活動に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校及び市と連携又は協力をして、主体的にその推進を図るよう努めるものとする。

(学校の役割)

第7条 学校は、その本来の活動に支障のない範囲内において、専門的な知識若しくは技術、教育若しくは研究の成果等を社会に還元し、又は施設の地域開放を進めることなどにより、市民公益活動の活性化に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、市民公益活動の活性化のために必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、市民公益活動を行う者の自主性及び主体性を尊重するとともに、前項に規定する施策の実施に当たっては、その内容及び手続における公正性及び透明性を確保しなければならない。

3 市は、第1項に規定する施策が実効性のあるものとなるよう、職員一人ひとりの意識の向上を図り、積極的にこれを推進するものとする。

(情報の提供等)

第9条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市相互の交流及び

連携を推進するため、市民公益活動に関する情報の積極的な収集及び提供、
情報交換の機会の確保その他の必要な措置を講じるものとする。

(学習機会の提供等)

第10条 市は、市民が市民公益活動に関する理解を深めることができるよう、
学習機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(人材の育成及び拠点施設の機能の充実)

第11条 市は、市民公益活動の活性化のため、地域において、専門的知識を有
する人材の育成を図るとともに、活動の拠点となる施設の機能の充実を図る
ものとする。

(市民公益活動に対する助成)

第12条 市は、市民公益活動の活性化のため、市民公益活動団体に対し、予算
の範囲内で助成することができる。

(市民公益活動団体の特性の活用)

第13条 市は、市民公益活動団体が有する専門性、地域性等の特性を活かすこ
とにより市民公益活動の活性化を図ることができると認められる事業につい
ては、法令の範囲内において、当該市民公益活動団体に対して参入の機会を
提供し、当該事業に係る業務の委託等を行うよう努めるものとする。

(市民公益活動推進審議会)

第14条 市長の附属機関として、福岡市市民公益活動推進審議会（以下「審議
会」という。）を置く。

(所掌事務)

第15条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、市民公益活動の活性化に関し必要な事項について調
査審議し、その結果を市長に答申すること。
- (2) 前号に規定する事項について、調査審議し、市長に意見を述べること。

(組織及び委員)

第16条 審議会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(会長)

第17条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の運営)

第19条 前3条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

第2次 市民公益活動の推進に係る施策 基本方針の見直しについて（令和3年4月）

今後取り組む主要施策

【基本目標1】誰もが居場所と出番のある福岡のまち

- 市民が、公益活動への理解を深め、自らが公益活動の担い手であるとの認識の下に自主的・自発的に公益活動に参加

拡がる ～市民参加・社会貢献の促進～

1 NPO・ボランティア活動に参加しやすい環境の整備

若年層、就労世代を中心に幅広い年齢層の自主的・自発的な市民公益活動や企業のCSR活動等を支援し、社会貢献活動への参加促進に向け取り組んでいく。

①公益活動へのきっかけづくり【重点】

- ・入門講座や出前講座、ボランティア体験プログラム等による活動機会の創出

②新たな担い手の発掘・活動への呼び込み

- ・育成プログラムの実施やインターン受入れ、若年層をはじめとした様々な世代の得意なものを活かした参画支援等による新たな担い手の発掘【重点】
- ・働き方改革による余暇を活用し、社会貢献活動を行う等個々のライフスタイルに応じた支援の実施

③テーマ性を持った公益活動の支援【新規】【重点】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変動の中、新しい生活様式への対応やSDGs等社会全体で理解・共感されるテーマ性を持った公益活動の推進
- ・発災時に災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から福岡市社会福祉協議会や災害ボランティア団体等との顔の見える関係づくりや、災害ボランティアのすそ野を広げるための啓発の実施

2 寄付による社会貢献の促進

寄付文化の醸成と社会全体で市民公益活動を支えていく機運を高めるため、ホームページやSNS等を活用し、NPO活動支援基金の使途や効果について広報するとともに、新しい寄付のしくみを検討する。

①寄付金増に向けた取り組み【重点】

- ・新しい寄付のしくみの検討（テーマ型寄付の検討）
- ・SDGsや社会的インパクト等社会貢献に関心が高い企業等へのアプローチの強化によるCSR・CSVの促進
- ・NPO法人の活動や事業成果等についての広報強化

②寄付文化の醸成

- ・寄付付き商品・サービスなど個人が気軽に参加できる社会貢献についての情報発信の強化
- ・寄付の使途先のホームページやSNS等による見える化

3 公益活動の「見える化」

市民に見えにくい・分かりづらい公益活動やその成果を可視化し、市民からの共感や自主的・自発的な公益活動への参加を促進する。

①団体活動及び事例等の見える化（ホームページ・SNS等の活用）【重点】

- ・ホームページやSNS等を活用し、団体活動や共働事例の紹介、公益活動とSDGsとの関わり等についての情報発信の強化
- ・市ホームページによるNPO法人の認証・認定情報及び活動報告等の情報提供

【基本目標2】共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち

- 公共の担い手であるNPOが、広く社会で認知、理解、支援されることで、自立的な活動が継続的に展開

育つ ～NPO・ボランティア団体の人材育成・基盤強化～

1 団体基盤強化・運営支援

多様化・複雑化する社会課題や市民ニーズに対応するNPOの現状やニーズを踏まえ、活動の活性化に繋がる基盤強化支援に取り組む。

①持続可能な団体づくりの支援

- ・専門相談・基盤強化講座の充実や活動のオンライン化の支援等新しい生活様式に対応した企画等の実施【重点】
- ・NPO活動推進補助金を活用したスタートアップ支援の実施や運営基盤強化に繋がる助成の検討
- ・休眠預金や助成金情報、社会的インパクト評価等に関する情報提供や財政基盤（資金獲得）の支援の強化

②円滑な法人運営の支援

- ・認定取得を希望するNPO法人への事前相談等によるきめ細かな支援の実施
- ・市ホームページによるNPO法人の認証・認定情報及び活動報告等の情報提供（再掲）
- ・NPO法に基づく運営の適正化支援の実施

【基本目標3】市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち

- 市民、NPO、行政などが、適切な役割分担と対等なパートナーシップのもとに共働

つながる ～多様な主体による共働の促進～

1 多様な主体の連携・共働の推進

多様な主体間の連携や共働に向けた支援を強化し、多様な主体が最適なパートナーとつながる共働の推進を図る。

①共働事業の創出支援【新規】【重点】

- ・多様な主体の共働により解決が期待される課題や公益活動のプレーヤー等を掘り起こすとともに、育成プログラム、マッチング、伴走支援等を一体的に行い、NPOと企業、大学、地域等多様な主体による共働事業の創出を支援
- ・公民館における地域やNPO、企業等との連携の推進
- ・ホームページやSNS等を活用し、団体活動や共働事例の紹介、公益活動とSDGsとの関わり等についての情報発信の強化（再掲）

2 NPO・ボランティア交流センター あすみんの活用による交流人口の増加

多様な主体が集い交流できる拠点として魅力を向上させ、NPO・ボランティア交流センター活用による、交流人口の増加を図る。

①あすみん活用による居場所づくり

- ・相談・研修の実施や参加しやすい場を提供するとともに、立ち寄りたくなる仕組みを構築

②あすみんで繋がる仕組みづくり【重点】

- ・オープンスタイルミーティングや新たなメディアによる情報提供等を行いながら、事業や団体間のコーディネート強化
- ・共創の地域づくりへのコーディネートを行う「共創コネクター」による地域とNPOの繋がりづくり

●「市民公益活動の推進に係る施策 基本方針」の見直しについて

≪今後取り組む主な事業≫

★新規・拡充事業

基本目標	施策の方向性	主な事業
基本目標1	1 NPO・ボランティア活動に参加しやすい環境の整備	① 公益活動へのきっかけづくり【重点】 ○ボランティア・NPOに関する講座(オンライン対応含む) ○市民公益活動に関する相談窓口(オンライン対応含む) ○ボランティア体験プログラム「ハジメのイッポ」 ○ボランティア体験コーディネート ② 新たな担い手の発掘・活動への呼び込み ★共働を推進するための支援事業(育成プログラム) ○若年層向けボランティア教室「はじめてのボランティア教室」 ○職場体験・インターン受入れ ○団体と人をつなぐ掲示板「ハローソーシャル」 ③ テーマ性を持った公益活動の支援【重点】 ★課題に合わせた「特別専門相談」 ○災害ボランティアに関する講座 ○被災地支援ボランティア情報の提供 ○災害ボランティアネットワーク構築事業
	2 寄付による社会貢献の促進	① 寄付金増に向けた取り組み【重点】 ★新しい寄付のしくみの検討「テーマ型寄付の検討」 ○補助金事業活動報告会、展示会 ○補助金事業活動報告書配付 ○企業への働きかけ ○寄付付き自動販売機 ② 寄付文化の醸成 ★寄付の用途先の見える化 ○寄付付き商品・サービス等の広報
	3 公益活動の「見える化」	① 団体活動及び事例等の見える化(ホームページ・SNS等の活用)【重点】 ★共働を推進するための支援事業(団体活動・共働事例等の情報発信) ★企業における市民公益活動の紹介 ○広報に関する講座・相談支援
基本目標2	1 団体基盤強化・運営支援	① 持続可能な団体づくりの支援 ★NPO活動推進補助金事業(スタートアップ支援等の実施、団体指定寄付の検討) ★団体の基盤強化に関する講座・専門相談 ○休眠預金や助成金情報等の情報提供 ○先輩NPOから学ぶ勉強会 ② 円滑な法人運営の支援 ★NPO法に関する届出や申請のオンライン化拡充 ★設立・解散についての講座の定期開催 ○法人運営に関する講座・専門相談 ○認証・認定情報及び活動報告などの情報提供
基本目標3	1 多様な主体の連携・共働の推進	① 共働事業の創出支援【重点】 ★共働を推進するための支援事業(掘り起こし・マッチング・伴走支援等) ○共働事業提案制度における共働事業の評価・サポート ○共働への理解を深めるための職員研修(現場体験等) ○公民館における多様な主体の連携の推進
	2 あすみの活用による交流人口の増加	① あすみん活用による居場所づくり ★施設の利用促進(気軽に立ち寄れる仕組みづくり) ○登録団体へのヒアリング支援 ○情報コーナーやミーティングコーナーの充実化 ○団体と人をつなぐ掲示板「ハローソーシャル」 ○団体活動発表の場「あすみんステージ」 ② あすみんで繋がる仕組みづくり【重点】 ★テーマ型ネットワークの構築 ○あすみん交流会・新規団体交流会 ○市民活動・ボランティアフォーラム ○マッチング支援 ○「共創コネクター」による「ふくおか共創プロジェクト」

福岡市市民公益活動推進審議会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、福岡市市民公益活動推進条例第19条の規定に基づき、福岡市市民公益活動推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域活動実践者
- (3) 地域関係者
- (4) NPO・ボランティア関係者
- (5) 企業関係者
- (6) 市職員

(会 長)

第3条 審議会に、会長及び副会長を置くものとし、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(部 会)

第4条 審議会は、特定の事項を調査審議する必要があると認められるときは、審議会の委員の一部をもって、部会を置くことができる。

- 2 特に必要があると認めるときは、部会に審議会委員以外の委員を置くことができる。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、審議結果を審議会に報告する。
- 5 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則としてこれを公開する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月14日から施行する。

福岡市市民公益活動推進審議会傍聴要綱

(傍聴の手続)

第1条 福岡市市民公益活動推進審議会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、開催の10分前までに、整理番号票（別記様式）の交付を受けなければならない。

(入場の制限)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められるもの
- (2) ポスター、ビラ、拡声器等会議の妨害となると認められる物品を携帯しているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるもの

(傍聴人の遵守事項)

第3条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) たすき等を着用し、又はプラカードを掲げる等示威的行為を行うこと。
- (6) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

(撮影等の禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席において、写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

(退 場)

第5条 傍聴人は、会長から退場を命じられたときは、速かに退場しなければならない。

(その他の指示)

第6条 この要綱に定めるもののほか、傍聴人は会長の指示に従わなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年6月28日から施行する。

この要綱は、平成22年8月10日から施行する。

様式

年 月 日
福岡市市民公益活動推進審議会

整理番号票

No. _____

傍聴者は、会議の開催中この整理票を携行し、
係員の求めに応じて提示してください。